

## 第31回 第三者委員会 議事録

1. 日時 : 平成26年10月27日(月) 13:00~15:30
2. 場所 : 家電製品協会 第1会議室
3. 委員の現在数 : 3名
4. 出席者と人数 : 細田委員長、辰巳委員 以上2名出席  
その他家電製品協会 事務局6名が陪席
5. 議題 : 平成27年度事業協力 応募案件の審査
  - (1) 不法投棄未然防止事業協力応募案件の審査
    - ① 応募概要
    - ② 内定に係る確認事項
    - ③ 応募案件の個別審査及び内定に関して付する条件の決定
    - ④ 助成率の決定
  - (2) 離島対策事業協力応募案件の審査
    - ① 応募概要
    - ② 内定に係る確認事項
    - ③ 応募案件の個別審査及び内定に関して付する条件の決定
    - ④ 助成単価の決定
  - (3) 消費税率引上げに係る対応案について
  - (4) 応募状況・審査状況の公表について
6. 配布資料 : 平成27年度事業協力 応募案件概要等一式

### 7. 議事の内容

<主な質疑・意見> (◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明等)

- (1) 平成27年度不法投棄未然防止事業協力応募案件の審査
    - ① 応募概要
      - ◆ 52市町から応募があり、うち1市が応募を取り下げたこと及び応募内容の概要について報告を行った。
    - ② 内定に係る確認事項
      - ◆ 個別案件の審議に先立ち、第3回、第10回、第15回及び第21回第三者委員会において決定された内定に係る課題を原則として準用することを提案した。
      - ◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。
    - ③ 応募案件の個別審査等
      - ◆ 上記②の決定を踏まえて、個別応募案件について説明を行った。
      - ◇ 審議の結果、審査した51市町すべてについて、不法投棄未然防止事業協力実施要項(以下「不法要項」という。)第5条第4項の規定に基づき協力を内定した。当該市町のうち、必要と認めたものについては、同条同項に規定する必要と認める条件を付することを決定した。
- なお、次年度以降、市町村間における助成額の不公平性是正のため事業協力対象予算の調整を行なう際に、その判断基準のひとつとして対象地域の面積比較も考慮に入れる

こととした。

④ 協力の条件の決定

- ◆ 上記の内定したものそれぞれについて、不法要項第5条第5項に規定する協力の条件案を提案した。
- ◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

(2) 平成27年度離島対策事業協力応募案件の審査

① 応募概要

- ◆ 16市町村から応募があったこと及び応募内容の概要について報告を行った。

② 内定に係る確認事項

- ◆ 個別案件の審議に先立ち、第3回及び第15回第三者委員会において決定された内定に係る課題を原則として準用することを提案した。
- ◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

③ 応募案件の個別審査等

- ◆ 上記②の決定を踏まえて、個別案件について説明を行った。
- ◇ 審議の結果、審査した16市町村すべてについて、離島対策事業協力実施要項（以下「離島要項」という。）第5条第2項の規定に基づき協力を内定した。当該市町村のうち、必要と認めたものについては、同条同項に規定する必要と認める条件を付することを決定した。

⑤ 助成単価の決定

- ◆ 上記の内定したものそれぞれについて、離島要項第5条第3項に規定する助成単価案を提案した。
- ◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

(3) 消費税率引上げに係る対応案について

- ◆ 平成27年10月より消費税率10%への引上げが計画されており、平成26年12月に当該引上げの実施もしくは停止が決定される見込みである。それに向けての対応について下記のとおり提案した。

① 不法投棄未然防止事業協力

- イ) 防止費目ごとの上限額、撤去等上限額及び料金上限額については、8%の消費税を含む助成対象費用に基づいて設定された上限額をもって覚書を締結する。
- ロ) 平成27年10月より消費税率10%への引上げの実施が決定した場合、前項の上限額は、経過措置が適応される費用及び契約書等で対象期間の消費税を含む費用が確定されているものを除き、資産の譲渡等の発生予定時期に応じた消費税率（例えば、平成27年9月までに資産の譲渡が予定されているものは消費税率8%、同年10月以降に資産譲渡予定のものは消費税率10%）で再計算した助成対象費用に基づいて再設定し、上限額の変更に係る覚書を追加締結する。

② 離島対策事業協力

- イ) 8%の消費税を含む海上輸送費用に基づいて設定された助成単価をもって覚書を締結する。
- ロ) 平成27年10月より消費税率10%への引上げの実施が決定した場合、前項の助

成単価は、再商品化等実施者への引渡し時期が平成27年10月以降の特定家庭用機器廃棄物については、10%の消費税を含む海上輸送費用に基づいて設定された助成単価とし、助成単価の変更に係る覚書を追加締結する。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

(4) 公表について

◆ 応募状況及び審査状況の公表について、下記のとおり昨年度と同様の事項とすることを提案した。

イ) 内定時点における公表については、両事業協力とも、応募件数、内定件数のみ公表する。

ロ) 覚書締結後の公表については、下記のとおりとする。

- ・不法投棄未然防止事業協力覚書締結案件について、覚書締結件数、覚書締結市町名及び対象市町の助成率、補助対象費用の上限額、並びに事業実施期間・事業内容及び削減見込み率を公表する。

- ・離島対策事業協力覚書締結案件について覚書締結件数、覚書締結市町村名及び対象市町村の助成単価、並びに事業実施期間を公表する。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

以上